

第 5467 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月16日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

減価償却方法の見直し

Q：減価償却方法の見直しがあったようですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

今回の改正は、建物と一体的に整備される建物附属設備、建物と一緒に使用される構築物及び鉱業用建物の償却方法を定額法に一本化するというものです。平成28年4月1日以後に取得するこれらの資産は、次のように取り扱われます。

【改正前】

- ・建物附属設備及び構築物
⇒定額法又は定率法のうち届け出た方法
- ・鉱業用建物、建物附属設備及び構築物
⇒定額法、定率法又は生産高比例法のうち届け出た方法

【改正後】

- ・建物附属設備及び構築物
⇒定額法
- ・鉱業用建物、建物附属設備及び構築物
⇒定額法又は生産高比例法のうち届け出た方法（鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物以外のものについては、これまでどおり、定額法、定率法又は生産高比例法のうち届け出た方法で変更ありません）

